

和歌山県介護老人保健施設実地指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県知事が所管する介護老人保健施設（以下「施設」という。）に対して実施する介護保険法（平成9年法律第123号）第24条第1項の規定に基づく実地指導（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づく指導監査を含む。以下同じ。）の実施について必要な事項を定める。

(実地指導の目的等)

第2条 実地指導は、関係法令・通知等に基づき、実地に施設の運営状況、介護サービスの提供状況等について調査し、必要な助言、指導等を行うことにより、施設の適正な運営並びに入所者等に対するサービスの質の向上及び入所者の尊厳の保持に寄与し、もって福祉サービスの向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

- 2 実地指導は、施設に関して国から発出された関係法令に基づく処理基準、国の基準等及び県の実地指導実施方針並びにこれまでの実地指導の結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。
- 3 実地指導を効率的かつ効果的に実施するため、別途、毎年度、重点指導項目等を掲げた和歌山県介護老人保健施設実地指導実施方針を定める。

(実地指導の実施方法)

第3条 実地指導は、長寿社会課及び管轄振興局の複数の検査員により実施する。

- 2 実地指導の実施に当たっては、あらかじめ管轄振興局健康福祉部長と協議のうえ、概ね当該施設の実地指導の実施2箇月前に実地指導の実施年月日、担当検査員の氏名等を文書により施設の代表者に通知する。

ただし、事前に通知することにより、当該実地指導の目的が達成できない場合は、事前に通知せず実地指導を行うものとする。

- 3 実地指導は、概ね別表に掲げる項目（以下「実地指導対象項目」という。）について関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。
- 4 実地指導を効率的に実施するため、施設に対し事前に資料の提出を求めるものとする。
- 5 実地指導において、重大な瑕疵が認められたときは、監査に変更し、遅滞なく必要な監査を行う。

(実地指導実施後の講評等)

第4条 検査員は、実地指導実施後、その結果について施設の代表者等に対し講評を行い、その際、口頭により必要な助言等の指導を行う。

- 2 実地指導の結果及び内容については整理の上、後日、施設の代表者に対して文書により通知する。この場合において、当該実地指導により施設において改善を要する事項があるときは、その内容についても通知する。

(改善報告)

第5条 実地指導の結果等に対する改善報告を求める場合は、前条第2項に規定する結果通知により通知する。この場合において、施設の代表者は、改善報告書の提出期日（概ね当該通知発送後2箇月以内の日とする。）までに、所要の改善結果又は改善計画について、それを説明する参考資料を添付して、文書により報告する。

2 施設の代表者は、前項の改善報告に当たっては、原則として、当該改善措置について理事会（役員会）等に報告し、施設のより適正な運営について検討するよう求める。

3 適切な改善措置が認められない施設については、原則として、監査を実施する。

附 則

この要綱は平成28年3月1日から施行する。

別表（第3条）

〈実地指導対象項目〉

施設運営・会計処理

- 1 人事・職員処遇
 - (1) 人事管理・処遇関係等
 - (2) 業務管理体制の整備
 - (3) 職員の研修関係等
 - (4) 職員の健康管理
- 2 設備基準
- 3 防災対策
 - (1) 非常災害対策
 - (2) 消防用設備
 - (3) 地震・津波対策の実施
 - (4) 入所者への安全の配慮
- 4 入所者預かり金・遺留金品
- 5 利用料等
 - (1) 介護報酬の加算・減算
 - (2) サービス費等の受領

施設サービス提供

- 1 施設サービス提供一般
 - (1) 基本方針
 - (2) 運営規程及び重要事項説明書
 - (3) 職員の配置について
 - (4) 職員の勤務状況について
 - (5) 事故発生の防止、発生時の対応
 - (6) 衛生管理等
 - (7) 看護及び医学的管理の下における介護サービス等
 - (8) 施設内におけるプライバシーの保護
 - (9) 家族・地域との連携
 - (10) 食事
 - (11) 苦情解決
 - (12) 秘密保持、個人情報漏えいの禁止
- 2 高齢者虐待防止・身体拘束禁止への対応
 - (1) 利用者の生活実態の確認
 - (2) サービスの質に関する確認
 - (3) 個別ケアプランを含む「一連のプロセス」の実践
 - (4) 身体拘束廃止未実施減算

平成28年度和歌山県介護老人保健施設実地指導実施方針

1 総論

(1) 基本概念

介護老人保健施設（以下「施設」という。）の実地指導は、「看護、医学的管理の下における介護サービスの質の確保と向上」及び「要介護者の尊厳の保持」並びに「高齢者に対する虐待の防止」、「適正な医療・介護報酬請求の徹底」等を踏まえて、施設の所在地において、関係書類等を基に実地に指導を行う。

なお、実地指導の際に著しい運営基準違反が認められ、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断する場合、また、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求があると認められる場合には、監査へ変更する。

(2) 個別性の重視

施設等がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設等の運営努力をも勘案し、実地指導が形式的・画一的な指導にならないよう留意する。

(3) 総合的な指導

入所者等の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等、施設等の運営管理全般に渡って総合的に実施する。

また、施設に併設される通所リハビリテーション、短期入所療養介護についても、併せて実地指導を行う。

2 実地指導の対象施設

県所管の介護老人保健施設（施設に付随する通所リハビリテーション及び短期入所療養介護を含む。）に対して実地指導を行う。

なお、新設の施設等本年度初めて実地指導を行う施設については、特に事務指導の面から丁寧な指導を行うよう留意する。

3 実地指導の方法

(1) 実施方式

実地指導は、原則として1施設1日の実地指導とし、関係者に対して関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。適切かつ円滑な実地指導が実施できるよう、対象施設の運営規模、運営形態等を考慮して、長寿社会課及び管轄振興局の複数の検査員を従事させる。

(2) 指導事項の規範

実地指導は、介護保険法に関する法令準則等の他、「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（平成18年10月23日老発第1023001号）及び「介護保険 施設等実地指導マニュアル（平成22年3月改訂版）」（平成22年3月31日老指発0331第1号）等を規範として実施する。

(3) 実地指導の事前準備

長寿社会課長は、実地指導の実施日時等について、あらかじめ管轄振興局健康福祉

部長と協議のうえ、概ね当該施設の実地指導の実施 2箇月前に、施設に対し通知するとともに、事前に資料の提出を求める。ただし、長寿社会課長又は振興局健康福祉部長が緊急に実地指導を行わなければならないと判断した場合は、この限りではない。

(4) 実地指導の実施

ア 実地指導は、施設の理事者、管理者及び事務部門の責任者（以下「理事者等」という。）の立会いのもとに実施し、看護、介護部門の責任者、給食部門の責任者、その他必要と認める者の出席を随時求めるものとする。

イ 検査員は、事前提出資料に基づき、施設の人員及び運営等の状況を、関係法令に照らし実地に検討し、「介護老人保健施設事前調査書」（「介護老人保健施設自主点検調書」を含む）及び「実地指導調書」に基づき適否の判定を行う。

4 実地指導の結果通知

(1) 文書による結果通知

実地指導の結果については、講評において各検査員が口頭で指導したもの等を取りまとめて整理した後、文書により、原則として実地指導の日から 1 箇月以内に施設に到達するよう通知する。

(2) 結果通知の内容

実地指導結果の通知に当たっては、実地指導の当日に聴取した事項や後日の追加資料を綿密に検討し、問題点を明らかにした後、その問題点を解決するために施設が採るべき必要な改善措置等を具体的に示して通知する。この場合において、通知を受けた施設が速やかに問題の解決を図れるよう、参考資料の紹介等有用な情報の提供にも努める。

5 本年度の重点指導項目

(1) 施設運営・会計処理に対する指導等

- ① 研修による職員の資質向上について
- ② プライバシーと安全に配慮した施設設備について
- ③ 地震・津波を中心とする防災・減災対策について
- ④ 預り金等の適切な管理について

(2) 施設サービス提供に対する指導等

- ① 高齢者虐待防止・身体拘束廃止の徹底とチェック機能について
- ② 入所者本位の施設サービス計画策定と実践について
- ③ サービス提供の適切な記録と整理・保存について
- ④ たん吸引や経管栄養等の適正な実施について
- ⑤ 居宅における日常生活の検討について